

徳島県告示第三十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
「awa awi project」基本設計業務
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県未来創生文化部文化・未来創造課プロジェクト担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和三年十一月十七日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
熊谷・石上純也・IAO竹田・アクト環境・ピーエス三菱・野村建設 拡大共同企業体
- 五 契約金額
香川県高松市木太町三〇二七番地一
二億三千八百万四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第六号